

四日市市消防本部告示第2号

平成10年四日市市消防本部告示第4号（四日市市火災予防条例第18条に規定する避雷設備の指定について）を次のように改正する。

令和8年3月24日

四日市市消防長 小谷 正人

改正後	改正前
四日市市火災予防条例（昭和48年四日市市条例第49号）第18条の規定に基づき、避雷設備の日本産業規格を次のように指定する。 <u>J I S Z 9 2 9 0（雷保護）－3－2</u> <u>0 1 9</u>	四日市市火災予防条例（昭和48年四日市市条例第49号）第18条の規定に基づき、避雷設備の日本産業規格を次のように指定する。 <u>（1） J I S A 4 2 0 1（建築物等の避雷設備（避雷針））－1 9 9 2</u> <u>（2） J I S A 4 2 0 1（建築物等の雷保護）－2 0 0 3</u>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（消防本部予防保安課）